

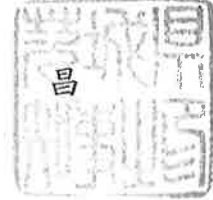
# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成14年 9月17日

住所 茨城県水戸市笠原町978番25  
 氏名 財団法人 茨城県環境保全事業団  
 理事長 角田 芳夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 橋本 昌



許可の年月日	平成14年9月17日	許可番号	1-2-19
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	産業廃棄物管理型最終処分場（政令第7条第14号ハ） 汚泥、鉱さい、木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、ばいじん		
設置場所	茨城県笠間市福田字小屋前124-12、124-14、124-15、同市福田字大長畑143、144、145、同市福田字猪ヶ入148-1、148-2、148-3、148-4、148-5、148-6、148-7、148-8、148-9、148-10、148-11、148-12、148-13、同市福田字西小屋前150、同市福田字猪ヶ入163-1、163-2、164、164-1、164-3、同市98福田字石原165-1、同市福田字猪ヶ入166、同市福田字石原168-1、168-3、同市福田字花蔵台180、181-1、181-3、同市福田字ヒヤキ182、183、184、184-1、同市福田字新林189、同市福田字ヒヤキ190、190-1、同市福田字ヲシヨ久保191、191-1、同市福田字滝沢入192、同市福田字西小屋前152、同市福田字猪ヶ入163、163-3、同市福田字中島前159-1		
処理能力	埋立面積 97,700 m <sup>2</sup> 埋立容量 2,400,000 m <sup>3</sup>		
許可の条件	なし		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		